

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2023年10月25日

ESG海洋関連株式ファンド

愛称 「海」

追加型投信/内外/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

フリーダイヤル **0120-048-214**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|------------------------------|------|------------------|----------------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | 年2回 | グローバル (日本を含む) | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資本金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:14,418億円

(資本金、純資産総額は2023年7月末現在)

- この目論見書により行うESG海洋関連株式ファンドの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月24日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2023年10月25日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

〈当ファンドに投資される際にご留意頂きたい事項〉

- 当ファンドは、ブルーエコノミーの中長期的な成長性に着目し、ブルーエコノミー関連企業の株式への実質的な投資を通じて、ファンドの投資信託財産の成長を目指します。
- 当ファンドは、投資対象銘柄の選定やポートフォリオ構築に際し、企業のファンダメンタルズ(ビジネスモデル、経営の質、成長性および財務状況など)とESG(環境、社会、ガバナンス)の両面を考慮します。
- 当ファンドは、ベンチマークを指定していません。また、環境や社会的な課題に対するインパクト創出を目的とした具体的な目標値や目安を設定していません。

ファンドは、「ESGファンド」に該当いたします。

ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字をとったものです。投資の意思決定において、財務情報に加え、環境・社会・ガバナンス(企業統治)の非財務情報も考慮に入れる手法をESG投資といいます。

【SBI岡三アセットマネジメントの考える責任投資について】

●エンゲージメント活動

ESGへの取り組みの面を含めて、投資先企業の企業価値の向上を目的として、投資先企業と建設的な対話を行います。

●適切な議決権行使

ESGの観点を考慮したうえで、投資家利益の最大化に資するよう、投資先企業に対する議決権を行使します。

●ESG投資

ESG評価を投資対象の選定に採り入れるESGインテグレーションや、外部運用機関のESG投資状況を確認するESGモニタリングなど、ファンド毎の特性に応じた実効性のあるESG投資を推進します。

■ファンドの目的

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

- 1 投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の取引所等に上場しているブルーエコノミー^{*}関連企業の株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。

<投資対象とする投資信託証券>

- DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー(円建て、ヘッジなしクラス)
<運用会社>DWSインベストメントGmbH
- マネー・リクイディティ・マザーファンド

^{*}ブルーエコノミーとは、海や水と直接的または間接的に関連する経済分野における、海洋生態系の回復・保護・維持、クリーンテクノロジー、再生可能エネルギー、循環型資源利用等に基づいた経済活動を指します。

ブルーエコノミー関連企業とは、主に以下のような企業です。

- ①多様で生産的で回復力のある海洋生態系の回復、保護、維持に適した事業分野で主に活動している企業
- ②清潔な水と衛生の確保に取り組んでいる企業
- ③海洋や水の健全性に関連した目標を掲げている企業
- ④水資源のリスクマネジメントに積極的に取り組んでいる企業
- ⑤海洋環境に対するリスクの低減やソリューション指向の事業分野の強化を明確にしている企業

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等



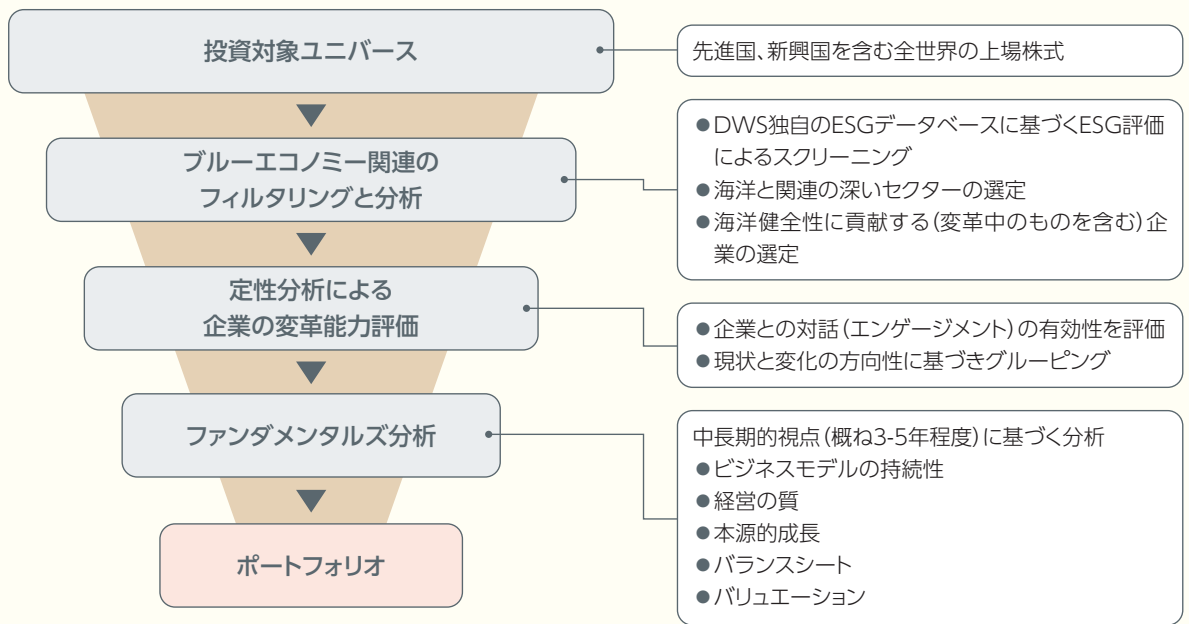
DWSインベストメントGmbHについて

ドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。ドイツ国内における個人向け投資信託の運用資産残高において最大シェアを誇ります。

2 運用にあたっては、外国投資証券の運用会社であるDWSインベストメントGmbHが独自の手法を用いてESG評価を行い、ブルーエコノミーとの関連性に基づいて投資対象銘柄を選定します。また、DWSインベストメントGmbHは、自然保護団体からの助言・情報提供等を参考とした基準に基づき、積極的に対話(エンゲージメント)を図る銘柄を選定し、対話を通じて当該銘柄の長期的な企業価値向上を目指します。

「DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー(円建て、ヘッジなしクラス)」

<ポートフォリオ構築プロセス>



※ポートフォリオ構築プロセスは変更になる場合があります。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

<ブルーエコノミー関連企業およびエンゲージメント候補へのエクスポージャー>

- 原則として、ブルーエコノミー関連企業に投資します。
- 純資産総額のうち、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資額(時価ベース)の比率は、50%超を目標とします。
- 海洋環境に対する重大なリスクについて、あるいはソリューション指向のビジネスセグメントを強化するために、特定の企業にエンゲージメント活動を行います。エンゲージメントの候補は、他の要因に加えて、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)ガイドラインに基づき特定されます。

<「DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー(円建て、ヘッジなしクラス)」の運用会社であるDWSインベストメントGmbHのステュワードシップ方針>

- アクティブ・オーナーシップを投資先企業のガバナンス、行動方針、活動の改善と長期的な財務パフォーマンスの向上を後押しする重要な手段と考えています。具体的には、株主としての権利や立場を利用して投資先企業の活動や行動に影響を与えることを目的として、エンゲージメント、議決権行使、株主総会への出席などを通じて、投資先企業との直接的な関わり合いの機会を積極的に設けます。

DWSインベストメントGmbHのステュワードシップ方針は、以下のURL(英語)にアクセスいただくとご覧いただけます。

<https://www.dws.com/solutions/esg/corporate-governance/>

3 | DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー(円建て、ヘッジなしクラス)の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

4 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー(円建て、ヘッジなしクラス)におけるDWSインベストメントGmbH(DWS)のESG評価

DWSは当ファンドの運用において望ましい環境的および社会的特性の獲得に努めており、一貫性と客観性のある基準に基づき、ESG評価を行い、投資対象銘柄の絞り込みに活用します。

●信頼できる複数のESGデータ提供会社と契約

データ提供会社ごとに背景となる哲学や見方が異なるためESGデータにばらつきがあります。そのため、DWSでは複数のESGデータ提供会社と契約し、広範かつ精緻なデータを入手します。

●幅広いデータソースを基にDWS独自のESGデータベースを開発

複数のデータ提供会社から入手したデータ、公開情報および社内評価を基に、DWS独自の計算方法に基づく一貫性のあるESG評価を行うESGデータベースを開発し、運用の各プロセスに活用しています。

●ESGデータベースを活用した付加価値のあるESG評価

ESG評価にはESGデータベースを活用し、多角的なESG評価項目について、望ましい環境的および社会的特性の達成度の観点から、銘柄ごとに評価値を付与します(Aが最上位、Fが最下位)。評価項目ごとに評価値と適格条件は個別に設定され、ある銘柄がひとつの評価項目での評価値が不適格とされた場合、他の評価項目で適格であっても投資対象から除外されます。

*投資対象銘柄の一部に、ESG評価値が付与されていない企業が含まれることがあります。

主なESG評価項目

DWS
気候変動・
移行リスク評価

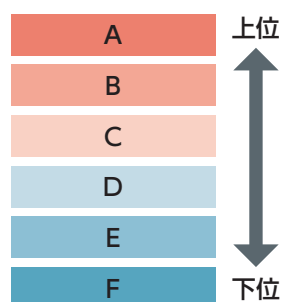
DWS
規範評価

DWS
ESGクオリティ
評価

問題のある
セクターへの
エクスポージャー

問題のある
兵器への関与

評価値付与



※ESG評価項目は2023年10月25日現在のもので、上記に限るものではありません。また、変更される場合があります。

<主なESG評価項目の詳細>

●DWS気候変動・移行リスク評価

DWS気候変動・移行リスク評価では、気候変動や環境変化(温室効果ガスの削減や水の保全など)に関連して、発行体を評価します。気候変動やその他のネガティブな環境変化への寄与度が低い、あるいはそのようなリスクにさらされていない発行体は、より良い評価を受けます。極度に高い気候変動リスク特性を持つ発行体(すなわち評価値が「F」)は、投資対象から除外されます。高い気候変動リスク特性を持つ発行体(すなわち評価値が「E」)への投資割合は、ファンドの純資産の5%を上限とします。

●DWS規範評価

DWS規範評価では、例えば、国連グローバル・コンパクトの原則や国際労働機関の基準の枠組み、また一般に認められた国際的な基準や原則に照らし合わせて、発行体の行動を評価しています。規範評価では、例えば、人権侵害、労働者の権利侵害、児童労働、強制労働、環境への悪影響、企業倫理などを調査します。規範問題の深刻度が最も高い発行体(すなわち評価値が「F」)は、投資対象から除外されます。規範問題の深刻度が高い発行体(すなわち評価値が「E」)への投資割合は、ファンドの純資産の5%を上限とします。

●DWS ESGクオリティ評価

企業発行体については、DWS ESGクオリティ評価は、例えば環境変化への対応、製品の安全性、従業員管理、企業倫理を含む総合的なESG評価(ベスト・イン・クラス・アプローチ)について、データ提供社間のコンセンサスに基づくピアグループ比較が可能です。ピアグループは、同じ地域の同じセクターの発行体から構成されます。このピアグループ比較で評価が高い発行体はより良いスコアとなり、評価が低い発行体はより悪いスコアとなります。ピアグループと比較して評価が低い(すなわち評価値が「E」または「F」)企業発行体は、投資対象から除外されます。さらに、DWS ESGクオリティ評価の評価値が「D」の発行体への投資割合は、ファンドの純資産の15%を上限とします。

●問題のあるセクターへのエクスポージャー

DWSのESGデータベースでは、特定の事業分野や事業活動を、この評価項目に関連性があると定義しています。事業分野や事業活動が、問題のある分野(「問題のあるセクター」)の製品の生産または流通に関わる場合、関連性があると定義されます。問題のあるセクターとして、例えば、民間の銃器産業、軍事防衛、タバコ、アダルトなどが定義されています。その他のセクターや事業活動についても、当該セクターの製品の生産または流通に影響を与える場合は、関連性があると定義されます。その他の関連セクターとは、例えば、原子力発電や石炭採掘・石炭火力発電などです。

発行体は、問題のある事業分野や事業活動で生み出される収益の総収益に対する割合に応じて評価されます。問題のある事業分野や事業活動からの収益の割合が低いほど、スコアは良くなります。中程度、高い、または極度のエクスポージャー(すなわち評価値が「D」、「E」、「F」)を持つ発行体は、投資対象から除外されます。

石炭採掘及び石炭火力発電への関与については、高い、または極度のエクスポージャー(評価値が「E」または「F」)を持つ発行体は、投資対象から除外されます。

●問題のある兵器への関与

DWSのESGデータベースは、企業が問題のある兵器のビジネスに関与しているかどうかを評価します。問題のある兵器とは、例えば対人地雷、クラスター弾、劣化ウラン兵器、核兵器、化学兵器、生物兵器を指します。

発行体は、問題のある兵器から得られる総収入の多寡によらず、問題のある兵器の製造への関与の程度(問題のある兵器の製造、部品の製造など)に基づき評価されます。中、高、極度の関与(すなわち評価値が「D」、「E」、「F」)のある発行体は、投資対象から除外されます。

※ESG評価項目は2023年10月25日現在のもので、上記に限るものではありません。また、変更される場合があります。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

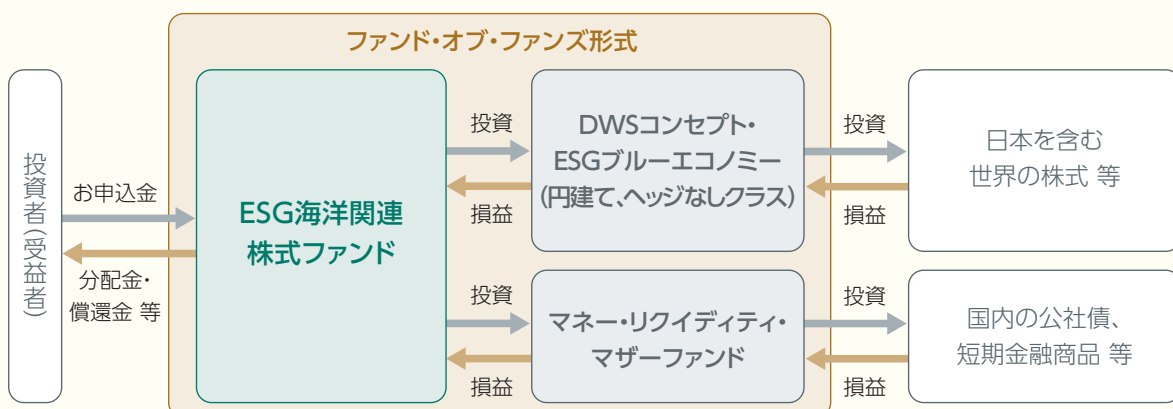
運用実績

手続・
手数料等

●ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



●主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

●分配方針

年2回、1月および7月の各月の25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

●追加的記載事項

投資信託証券の概要

| DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー | |
|----------------------|--|
| シェアクラス | 円建て、ヘッジなしクラス |
| ファンドの形態 | ルクセンブルク籍円建て外国投資法人 |
| 運用会社 | DWSインベストメントGmbH |
| 基本方針 | ユーロ建てで相対的に高いファンドの成長を目指します。 |
| 投資対象 | 世界の株式等 |
| 投資態度 | <ol style="list-style-type: none"> 主としてブルーエコノミー関連企業の株式に投資します。ブルーエコノミーとは、現在および将来の世代に社会的・経済的利益をもたらすものであり、多様で生産的かつ回復力のある海洋生態系を回復・保護・維持するもの、またクリーンテクノロジー、再生可能エネルギー、循環型資源利用に基づいた経済活動を指します。 DWS独自のESG投資手法を用いて投資対象を評価します。環境(E)、社会(S)およびコーポレートガバナンス(G)の特性に関して定義された基準を満たす発行体の証券に投資します。 DWS独自のESG投資手法に加え、運用プロセスやエンゲージメント手法において、自然保護団体からの助言・情報提供等を参考とした基準やUNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)の持続可能なブルーエコノミー・ファイナンス原則を考慮し、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に寄与する銘柄の選定を行います。 欧州の金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則(SFDR)の第8条に準拠した開示を行います。 原則として対円での為替ヘッジは行いません。 |
| 主な投資制限 | <ol style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には制限を設けません。 短期金融商品、預金等への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 運用報酬 | 純資産総額×年率0.75% |
| その他費用 | <p>その他、法律顧問への報酬、組入資産の売買委託手数料、租税等がかかります。これらは運用報酬の15%を上限とし、原則として信託財産が負担します。</p> <p>なお、これらの費用については、信託財産の純資産総額に応じて変動するため、実質的な負担について事前に料率、合計額などを表示することができません。</p> |

| マネー・リクイディティ・マザーファンド | |
|---------------------|---|
| 委託会社 | SBI岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 基本方針 | 安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 |
| 投資対象 | わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ol style="list-style-type: none"> わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位(A-2格相当)以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主要な投資制限 | <ol style="list-style-type: none"> 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |

●
ファンドの
目的・特色

●
投資
リスク

●
運用実績

●
手続・
手数料等

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

● その他の変動要因

流動性リスク、カントリーリスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

○
ファンドの
目的・特色

●
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

「DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー（円建て、ヘッジなしクラス）」のESG運用プロセスにおける制約要因およびリスク

- ESGを主要な要素として投資対象を選定しますが、投資対象について、投資前にESGの様々な課題に関するリスクを把握してバリュエーション評価に勘案できない場合は、有価証券の価格の下落や取引流動性の低下などを通じて、投資リターンに著しいマイナスの影響を受ける可能性があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

○
ファンドの
目的・特色

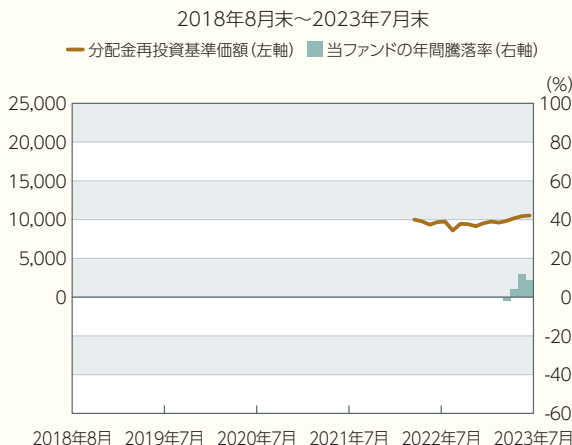
○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

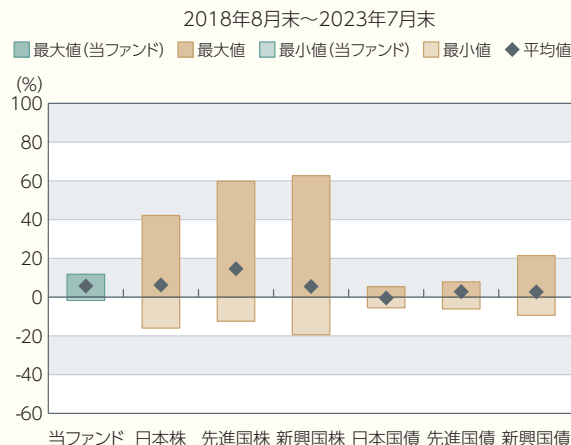


* 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2023年4月から2023年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



| (%) | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 | 11.8 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 7.9 | 21.5 |
| 最小値 | △ 1.7 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 9.4 |
| 平均値 | 5.7 | 6.3 | 14.6 | 5.5 | △ 0.5 | 2.8 | 2.7 |

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年8月から2023年7月の5年間(当ファンドは2023年4月から2023年7月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) | MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 |
| 先進国債 | FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース) | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

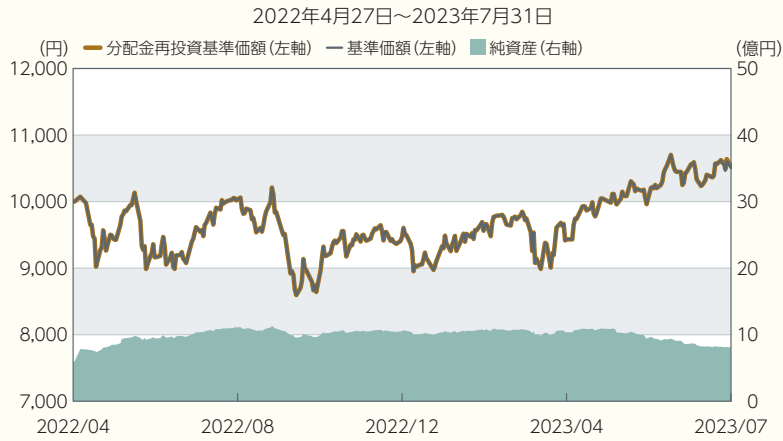
ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

● 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

| | |
|----------|-----|
| 2023年 7月 | 25円 |
| 2023年 1月 | 0円 |
| 2022年 7月 | 0円 |
| - | - |
| - | - |
| 設定来累計 | 25円 |

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

| ファンド名 | 純資産比率 |
|------------------------------------|--------|
| DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー(円建て、ヘッジなしクラス) | 98.40% |
| マネー・リクイディティ・マザーファンド | 0.42% |

DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー

資産配分

| 資産 | 純資産比率 |
|------------|--------|
| 株式 | 94.3% |
| 短期金融商品・その他 | 5.7% |
| 合計 | 100.0% |

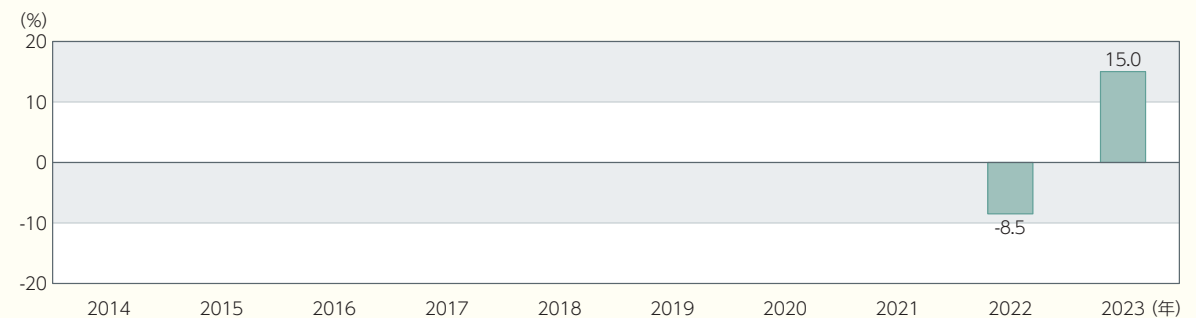
組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

| 銘柄名 | 国/地域 | 業種 | 純資産比率 |
|-----------------|-------|----------|-------|
| ザイレム | アメリカ | 資本財・サービス | 5.2% |
| ヴェオリア・エンパイロメント | フランス | 公益事業 | 4.9% |
| レキットベンキーザー・グループ | イギリス | 生活必需品 | 4.8% |
| インターテック・グループ | イギリス | 資本財・サービス | 4.5% |
| プリミアン | イタリア | 資本財・サービス | 4.2% |
| モウィ | ノルウェー | 生活必需品 | 4.1% |
| ダーリン・イングレディエンツ | アメリカ | 生活必需品 | 3.9% |
| フグロ | オランダ | 資本財・サービス | 3.4% |
| ビューロベリタス | フランス | 資本財・サービス | 3.4% |
| アルカディス-N.V. | オランダ | 資本財・サービス | 3.1% |

※比率はDWSコンセプト・ESGブルーエコノミーの純資産総額に対する比率です。

※DWS インベストメント GmbHのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2022年はファンドの設定日から年末まで、2023年は年初から7月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
 ファンドの
 目的・特色

○
 投資
 リスク

○
 運用実績

○
 手続・
 手数料等

■ お申込みメモ

| | | |
|--|--------------------------|--|
|  購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| | 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
|  換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| | 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目から販売会社を通じてお支払いします。 |
|  お申込みについて | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。 |
| | 購入の申込期間 | 2023年10月25日から2024年4月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。 |
| | 換金制限 | ありません。 |
| | 購入・換金申込不可日 | 以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ルクセンブルクの銀行休業日 ・翌営業日がルクセンブルクの銀行休業日である日 ・ニューヨークの取引所の休業日 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 投資対象とする投資信託証券にかかる購入・換金申込の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。 |

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等



その他

| | |
|---------|---|
| 信託期間 | 2032年1月23日まで(2022年4月27日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。 |
| 繰上償還 | 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。 |
| 決算日 | 毎年1月25日および7月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp |
| 運用報告書 | 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2023年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 |

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | |
|---------------------|---|---|--|--|
| 購入時手数料 | 購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。 | | ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。 | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | 純資産総額×年率1.243%(税抜1.13%) | | |
| | | 委託会社 | 年率0.40%(税抜) | 委託した資金の運用の対価です。 |
| | | 販売会社 | 年率0.70%(税抜) | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。 |
| | 受託会社 | 年率0.03%(税抜) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。 | |
| | 投資対象とする投資信託証券 | DWSコンセプト・ESGブルーエコノミー(円建て、ヘッジなしクラス) 純資産総額×年率0.75% | | |
| | 実質的な負担 | 純資産総額×年率1.993%程度 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。 | | |
| その他費用・手数料 | 監査費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%) 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただけます。また、投資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等を間接的にご負担いただけます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。 | | | |

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

ご購入からご換金までの費用のイメージ



●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|----------|--|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]について
 少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]は、少額上場株式等に関する非課税制度です。
 NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
 ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
 また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※法人の場合は上記とは異なります。
 ※税金に関する記載は、2023年7月末現在のものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

SBI 岡三アセットマネジメント